

地区計画の届出に関する注意事項

地区計画区域内で次の行為を行うときは、**建築確認申請の前に届出が必要です。**

- 1 建築物の建築又は工作物の建設
- 2 建築物等の使用用途の変更
- 3 土地の区画形質の変更
- 4 かき又はさくの設置・改修（春日浦地区計画区域のみ）

届出の方法

期限：行為に着手する30日前（土地売買契約日以降に届出てください。）
提出先：蒲郡市役所 都市計画課（新館3階）
提出部数：正・副 各1部

届出の添付書類

右の表をご覧ください。

その他

- 1 届出後に内容を変更しようとするときは、変更届出書を2部提出してください。
- 2 届出後に、現地確認のため立ち入り調査を行う場合があります。

問い合わせ先

蒲郡市役所 都市開発部 都市計画課 計画開発担当
TEL (0533) 66-1142【直通】
〒443-8601 蒲郡市旭町17-1

届出の添付書類

行為の種類	添付図
1 建築物の建築又は工作物の建設 2 建築物等の使用用途の変更	案内図：（縮尺2,500分の1以上） 公図の写し：（縮尺2,500分の1以上） 配置図：敷地内における、建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上） 立面図：2面以上、後退距離及び構造物等を表示（縮尺50分の1以上） 平面図：建築物にあっては、各階の平面図（縮尺50分の1以上） ※参考図：土地・建物の面積求積図（建ぺい率、容積率の規制がある地区）
3 土地の区画形質の変更	案内図：（縮尺2,500分の1以上） 公図の写し：（縮尺2,500分の1以上） 区域図：当該土地の区域及び区域周辺を表示する図面（縮尺1,000分の1以上） 設計図：造成計画平面図、構造図及び断面図（縮尺100分の1以上）
4 かき又はさくの設置・改修（春日浦地区計画区域のみ）	案内図：（縮尺2,500分の1以上） 公図の写し：（縮尺2,500分の1以上） 配置図：敷地内における、かき又はさくの位置を表示する図面（縮尺100分の1以上） 断面図：2面以上、後退距離縮尺を表示（縮尺50分の1以上） ※参考図：製品カタログのコピー等

※その他、必要に応じて参考となる内容を記載した図面を添付していただくこともあります。